

文部科学省規制に関する評価－平成17年度－の実施について

1. 趣 旨 平成17年度文部科学省政策評価実施計画に基づき、文部科学省の所掌に係る法令に基づく規制の新設・改廃についての評価の結果をとりまとめるもの。

2. 評価の観点 (1) 規制の便益分析

規制を強化することにより得ると見込まれる便益について、直接便益、間接便益の別に留意しながら分析

(2) 規制の費用分析

規制の新設・改廃することにより見込まれる費用について、行政コスト、遵守コスト、社会コスト等の別に留意しながら分析

(3) 想定できる代替手段との比較考量

(4) 規制を見直す条件、レビューを行う時期 等

政策評価に関する有識者会議委員からの指摘を踏まえ、本年度は「規制の緩和」については費用分析(リスク分析)を中心として便益分析を省略することとし、評価の合理化を図る。

3. 評価対象法令 別紙参照

4. 評価票の公表 原則として、法律案については国会提出時、政省令案についてはパブリック・コメント手続きの際に、評価票案を参考資料としてホームページに提示する。

文部科学省規制に関する評価－平成17年度－ 評価結果の概要

規制の名称	法令名	規制の概要	評価結果の概要
<p>教頭の資格要件緩和 【規制緩和】</p>	<p>学校教育法施行規則</p>	<p>現在、教頭の資格要件は、①教員免許状を有し「教育に関する職」に5年以上あった経験のある者、②教員免許状の有無に関わらず「教育に関する職」に10年以上あった者のいずれかに限られている。</p> <p>今般、学校教育法施行規則第10条を改正して教頭の資格要件を緩和し、教員免許状を持たず、「教育に関する職」に就いた経験がない者(民間人等)についても、一定の資質を有する者につき、教頭への登用を可能とする。</p>	<p>教頭については、管理職として民間企業等で培った経営感覚を生かすことが期待され、校長と同様に民間人等の登用を可能とする必要性は高い。一方、本規制緩和がなされた場合であっても、教頭として不適格な者が登用されるリスクは極めて低く、また多額の追加的人件費等の行政コスト増は想定されない。</p> <p>したがって、本規制緩和を実施することが適当と判断。</p>
<p>「認定子ども園」に対する都道府県知事又は都道府県の教育委員会の認定等 【規制緩和※】</p> <p>※教育及び保育を一体的に提供する施設を新たに制度化する本法案の趣旨は規制緩和であると判断。</p>	<p>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律案</p>	<p>1. 幼稚園、保育所等のうち、以下の機能を備えるものは、都道府県知事(一定の場合においては都道府県の教育委員会。)から「認定こども園」としての認定を受けることができる。</p> <p>①教育及び保育を一体的に提供 ②地域における子育て支援の実施</p> <p>2. 認定こども園が1の要件を欠くに至ったと認めるとき等には、その認定の取消しが可能。</p> <p>3. 認定施設以外の施設による「認定こども園」の名称の使用を制限し、違反者には30万円以下の罰金。</p>	<p>急速な少子化の進行や家庭及び地域を取り巻く環境の変化に伴い、小学校就学前の子どもの教育及び保育への需要が多様化していることから、地域において子どもが健やかに育成される環境が整備されるよう、認定こども園に係る制度を設ける必要性は高い。</p> <p>一方、本制度は認定制度をとるものであり、一定の場合には認定取消も可能であることから、サービスの質が一定水準以下の施設が出現するようなリスクは想定されず、また本制度に係る事務は基本的に既存の体制で対応可能であることから人員増等の措置(行政コスト増)は必要ないものと考えられる。</p> <p>したがって、本制度を創設することが適当と判断。</p>